

## W T O 農 業 交 渉 で 日 本 提 案 の 実 現 を 求 め る 意 見 書

21世紀の食料・農業の方向を決めるWTO農業交渉は、2006年12月末の最終合意に向けて最大の山場を迎えている。

情勢は、主要国間の対立が解けず、昨年末の香港閣僚会議で決めた「4月末のモダリティの確立」が断念され、その後集中的な交渉が継続されており、今後どのような方向に進んでいくのか予断を許さない状況にある。

特に、アメリカやブラジルなどの国が、上限関税の導入、重要品目数の極端な絞り込み、さらには大幅な関税割当数量の拡大を求めており、交渉結果によっては、稲作など国内農業に深刻な影響を与えるとともに、新たな基本計画の大幅な見直しが想定される。

よって国におかれては、アメリカやG20などの圧力に屈することなく、強い姿勢で交渉に臨み、日本提案の実現を図るため、下記の事項について実施されるよう強く要請する。

### 記

- 1 上限関税の導入は、品目ごとの異なる事情を無視し、日本の主要農産物に壊滅的な打撃を与えるものであり、一般品目、重要品目ともに導入を断固阻止すること。
- 2 G10諸国など、食料純輸入国の実態を踏まえた十分な数の重要品目を確保すること。
- 3 関税割当数量は、関税削減との組み合わせにより、品目ごとの事情に応じて対応可能なスライド方式とし、将来展望が可能な国境措置を確保すること。
- 4 特別セーフガードの堅持など、食料輸入国の主張が非貿易的関心事項への配慮としてルール化されること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年6月28日

上田市議会議長 土 屋 陽 一